

長崎県大型工事マネジメント研究会

報 告 書

平成22年2月

長崎県大型工事マネジメント研究会については、平成21年7月に設置され、長崎県における大型建築工事の発注方法等について、調査・研究を行ってきた。

以下に、当研究会における提案等について報告する。

平成22年2月

長崎県大型工事マネジメント研究会

座 長 多 田 彰 秀

目次

1. 研究会の目的	P 2
2. 研究会での意見	P 2
2-1 目指すべき方向に関する意見	
2-2 発注・施工に関する意見	
2-3 企画・設計に関する意見	
3. 県への提案	P 9
3-1 早期に導入が可能と考えられる事項	
3-2 導入に向け検討を継続する事項	
3-3 検討体制について	
参考1. 大型工事マネジメント研究会設置要綱及び委員名簿	P 1 2
参考2. 研究会の開催状況及びその概要	P 1 4

1. 研究会の目的

平成19年までの全国的に緩やかな景気回復状況の中にあっても、長崎県の地域経済は、長期低迷傾向にあった。そこへ平成20年後半からの世界同時不況が追い打ちをかけ、県内の経済・雇用情勢は大きな打撃を受けている。長崎県においては、建設業が基幹産業の一つとなっており、①県内建設業の業績回復、②雇用の確保、③技術の継承は、長崎県における喫緊の課題である。

一方、長崎県が発注する大型建築工事は、その大半を県外業者が受注し、県内経済への波及が限定されてしまうとの指摘がなされている。

そこで、今後長崎県が発注する大型建築工事において、多くの県内業者が適正な価格で参加できる新しい発注方式等に関する調査・研究を行うため、長崎県大型工事マネジメント研究会を設置した。

2. 研究会での意見

計5回の研究会において、活発な議論が交わされたが、各委員より出された意見は、以下のとおりであった。

2-1 目指すべき方向に関する意見

①品質の確保

公共工事において、「良い物をきちんとつくる」は当然のことであり、品質の確保は、目的というより、大前提となるものである。このことを踏まえた上で、成果物としての建築物が県民の生活に役立つばかりではなく、建設段階においても、雇用の創出や県内経済活性化等、様々な波及効果を創出できることが重要である。

②県内企業の活用

県内企業が元請・下請として参入することを目指す必要がある。すなわち、工事における県内施工業者はもとより、設計・コンサルにおける県内事務所を含めて、県内企業の活用を進めていくことが不可欠である。長崎県の気候、風土を十分に理解した企業が受注することは品質の確保にも大いに貢献できる。そのためには県内企業の技術力の向上が不可欠である。

③適正な元請下請関係の確保

工事量の減少に伴い、安値競争が繰り返され、下請企業従業員の賃金を含めた労働環境へのしわ寄せが著しい状況にある。この影響により、労働者の意欲の低下、定着率の低下を招いており、技術の継承も困難となりつつある。適正な元請下請関係を確保し、労働環境を健全化していくことが重要であり、このことは、工事品質の向上に繋がっていくものと確信する。

2-2 発注・施工に関する意見

発注・施工段階における取り組みとして、工事発注時における分割やJVの構成に関するもの、労働条件や下請に関するものが、それぞれ6件ずつ提案された。それぞれの提案内容、課題等は以下のとおりである。

2-2-1 工事発注、JVの構成に関するもの

① 工区分割発注

1棟の建物をいくつかの工区に分割して発注し、県内企業の受注機会の拡大を図ってはどうか。

〔課題等〕

建物構造上、分割発注できるか否かの検討が必要である。また、工区分割発注を行う場合には、それぞれの工区ごとに進入路や工事ヤードを確保しなければならない。さらに、各工区間の工程調整、資材の統一、品質のばらつき等の課題が想定されるため、総合調整を行う専門の技術者を配置する等の対応が必要である。

なお、WTO適用対象工事を分割した場合、分割したそれぞれの工事もWTOルールを適用させることが必要であり、入札参加要件を県内企業のみとする地域要件を設定することはできない。県内企業の受注機会拡大のためには、JV構成員数や施工実績要件等の設定により、県内企業が参加しやすい工夫を併せて行う必要がある。

② 工種分離発注

現在、建築工事・電気設備工事・機械設備工事等に分離して発注している工事について、CM方式を活用することにより、さらに数種類の工事を分離して発注し、県内企業の受注機会の拡大を図ってはどうか。

か。

〔課題等〕

工種を細分化して発注する場合、全体の工程管理が難しくなることや、瑕疵担保責任の所在が曖昧になり、発注者リスクが大きくなること、各工事の額が小さくなることに伴い諸経費率が上昇し、工事費総額が増加すること等の課題が指摘された。また、安全管理等をどの業種において行うべきかとの課題もあり、専門工事業者の中には、元請けとなることを不安視する事業者も多いのではとの意見もあった。その他、総合調整を行う専門の技術者を配置する等の対応も必要である。

そのような中、リスク軽減化のために、基礎工事・躯体工事・内部仕上げ工事等、大まかな工種に分離することも考えられ、様々な事業モデルにおいて、検討を継続すべきとの意見が出された。

なお、WTO適用対象工事を分離した場合、分離したそれぞれの工事もWTOルールを適用させることが必要であり、入札参加要件を県内企業のみとする地域要件を設定することはできない。県内企業の受注機会拡大のためには、JV構成員数や施工実績要件等の設定により、県内企業が参加しやすい工夫を併せて行う必要がある。

③ 施工実績要件の緩和

大型（特殊）建築工事においては、現在、入札参加資格要件として、当該工事と同等の施工実績を求めている。今後は、これを撤廃、もしくは規模要件等を緩和してはどうか。

〔課題等〕

品質確保のためには、施工実績は重要な判断材料である。他県においても、発注する工事と同等程度の用途・規模の実績を求めており、施工実績要件の撤廃や大幅な緩和は現実的ではないとの意見があった。

一方で、JVにおけるその他の構成員については、県内への技術移転や県内企業の受注機会拡大のため、実績要件を緩和し、県内企業が参加しやすくすることが必要であり、このことは、県が発注する建築・土木工事はもとより、国が発注する工事についても国に働きかけていくべきであるとの意見もあった。

④ JV構成員数の拡大

現在、2者もしくは3者を基本としているJV構成員数を増やすことにより、県内企業の受注機会の拡大を図ってはどうか。

〔課題等〕

国土交通省共同企業体準則では、「円滑な共同施工の確保、緊密な意思疎通のため、構成員は少数とし、2ないし3者とする」とされている。また、国土交通省ではJV構成員数を減少させる方針で、単独企業での受注も可能となっている。

一方、他県では、3者を越えるJV構成員とされている事例もあるものの、県外企業がその他構成員となり、県内企業の出資比率の合計は増加しない場合もあるため、効果について検証を行っていく必要がある。

⑤ JVにおける主たる構成員の出資比率の低減

JVにおける主たる構成員が県外企業の場合、一次下請の多くが県外企業となる傾向にあるため、主たる構成員の出資比率を50%未満とし、その他構成員となる県内企業の裁量権を拡大することにより、県内企業の下請活用を図ってはどうか。

〔課題等〕

国土交通省共同企業体準則では、出資比率は、「構成員の均等割の10分の6以上」とされており、長崎県建設共同企業体取扱要領では、「2社JVで30%以上、3社JVで20%以上」としている。なお、平成21年6月26日付け県要領改正により、「代表構成員が県外企業、構成員が県内企業の組み合わせとなる場合には、2社JVの場合で45%以上、3社JVの場合で25%以上」とされた。

⑥ 分担施工方式共同企業体の導入

異なる工種の構成員（専門工事業者）により共同企業体を構成し、発注工事を構成する複数の工種種別について、それぞれの構成員が分担して施工を行うことにより、地元専門工事業者の育成や技術力の向上を図ってはどうか。

〔課題等〕

JVにおける構成員が施工中にJVを離脱した場合の対応等、契約履行責任についてのデメリットが指摘されている。国土交通省の異工種建設工事共同企業体の取扱要領では、入札時VE方式や設計・施工一括方式等において、それぞれの工事種別を融合した技術提案を求める場合に適用するとされている。

2-2-2 労働条件・下請に関するもの

① 施工体制点検の強化

これまで元請下請関係においては、発注者として県は、書面による契約や支払い状況を中心とした施工体制点検を行ってきた。さらに今後は、技能労働者の賃金支払状況や労働関係保険への加入状況についても点検を行っていくべきである。

〔課題等〕

一方で、点検を監督員だけで行うことは、技術的経験、人力的問題等から困難である。特に、下請金額の多寡についての指導を行う場合は、根拠の整理が必要であるとの意見もあった。

② 技能労働者の賃金確保

長崎県土木工事における試行事例を参考とし、建築工事においても、設計労務単価同等以上の賃金支払いを宣言した企業に対し、総合評価落札方式の評価項目において加点評価の対象としてはどうか。

〔課題等〕

現在の県土木工事における試行要領では、対象とする職種を限定している。また、現場内において作業を行った場合を評価対象としている。加点評価を行った場合、実施状況について、施工体制点検を通じて確認する必要がある。

③ 低入札価格調査方式の見直し

長崎県が行っている低入札価格調査方式では、審査に長時間を要している。そこで、速やかな判定を行うため、さらに入札参加者に対する低価格応札の抑止効果を確実なものにするため、施工体制評価点を評価項目とする施工体制確認型総合評価方式を導入してはどうか。

〔課題等〕

国における実施事例の検証が必要である。

④ 労働関係法令の遵守を徹底

特に厚生年金法、雇用保険法、健康保険法及び労働者災害補償保険法について、遵守状況の確認を行っていくべきである。また、下請契約においては、現場管理費等に保険関係費用が含まれていることが判断できる内訳書の添付を徹底させるとともに、その実施状況については、施工体制点検を通じて確認する必要がある。

具体的には、特記仕様書において、請負者の責務として、下請負人における使用人を含めた労働関係法令遵守を明記することや、新規入

場者教育の際に、請負者が使用人に対し、労働関係法令の状況について確認、指導を行うこと、長崎県は、施工体制点検において、それらを確認することが考えられる。

〔課題等〕

長崎県建設工事共通仕様書では、請負者の規定のみが記載されており、下請負人については記載が無い。宮城県では、元請下請関係の適正化のため、元請負人や下請負人の義務等を定めた要綱を制定しており、長崎県においても、宮城県の取り組みを参考として、何らかの要綱等の整備が必要ではないかとの意見があった。

⑤ 重層下請の抑制

下請を3次までに限定することを宣言した企業に対し、総合評価落札方式の評価項目において加点評価の対象とすることにより、重層下請を抑制していくべきである。

〔課題等〕

専門業種の中には、別途下請が避けられない部分もあり、当該工事が何次までの下請ならば施工が可能か見極めが必要である。また、加点評価を行った場合、実施状況について、施工体制点検を通じて確認しなければならない。

なお、社団法人日本建設業団体連合会の提言（平成21年4月）では、重層下請回数について当面3次以内を目標とし、5年後を目処に2次以内を最終目標としている。

⑥ 公契約条例の制定

公共工事における労働者の最低賃金を規定するため、公契約条例を制定してはどうか。

〔課題等〕

労働者の最低賃金を定めた最低賃金法との整合性が問題となるとの意見もあった。国においてはILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）が批准されておらず、国の動向を見守っていく必要がある。

2-3 企画・設計に関する意見

大型建築プロジェクトにおいて、上述したような発注・施工段階における取り組みを円滑に進めていくためには、工事発注前の設計段階や、さら

に設計発注前の企画段階における検討や取り組みが極めて重要であるとの指摘がなされ、様々な具体的な意見が出された。

2-3-1 企画・設計における体制の整備

① 企画段階の重要性

大型建築プロジェクトを工区分割や工種分離等に代表される新しい取り組みによって実施しながら、品質を確保しつつ円滑な施工を行うためには、発注者として、どのような施工体制や設計業務体制がふさわしいか、施工者、設計者にどのような内容を求めているか等について、予め決定しておくことが重要である。

決定に際しては、内部の検討だけではなく、CMの専門家等の外部の支援を求めることや、外部の専門家、経験者を交えた委員会等を設置する等、検討していく仕組みづくりが重要である。

② 設計業務のあり方

大型建築工事の設計業務の体制については、今後、特定分野における専門設計事務所を組織化し、それぞれの能力を最大限に活用することや、経験のある技術者による設計のマネジメントチームを組織する等、様々な業務態勢についても検討すべきである。

2-3-2 多様な発注形態に対応した設計図書的目標

① 設計図書のあり方

工区分割、工種分離等新しい取り組みを行うためには、プロジェクト当初より、その取り組みを意識した計画策定が必要である。特に、設計段階における施工方法の検討や施工条件、分担範囲が明確に施工業者へ引き継がれるよう設計図書を作成することが重要である。

② 設計図書の完成度向上

発注した設計図書においては、設計図面と設計書の不整合や納まりの不適合といった問題が数多く見受けられる。結果として、施工段階において変更工事が発生したり、積算漏れに関して工事費不足のまま完了となるなど、施工会社負担となる場合が多い。特に、工区分割・工種分離発注等を行う場合、このような問題が顕在化されることが予測され、今後、設計図書の完成度を向上させていくことが必要不可欠である。

また、主要な工事材料については、設計図書に数量を記載して契約数量とすることにより、変更契約時の協議の円滑化を図り、積算の透明性や設計者の意識の向上を目指すべきである。

2-3-3 県内設計事務所の活用促進について

県内設計事務所での実績が無い大型建築工事の設計においても、今後、県内設計事務所を活用していくべきであり、ノウハウを県内に蓄積していく必要がある。

そのためには、県外大手設計事務所との設計JVを構成することや、別途にプロジェクトマネジメントチームを編成し、その下で県内設計事務所が業務を行うことが考えられる。

しかし、WTO適用対象となる業務委託の場合には、参加要件を県内企業のみとする地域要件を設定することはできない。

なお、検討に際しては、今後、県内設計関係団体とも意見交換を行いながら工夫していくことが必要である。

2-3-4 県内企業・人材の育成について

将来的には、大型建築プロジェクトにおける設計・施工に関して、県内技術者により推進できる体制が構築できることを目指すべきである。そのためには、県内の設計事務所、施工会社及び県庁内の建築技術者の技術力向上を図っていく必要がある。

技術力向上のための具体的方策としては、県外企業とのJV構成による技術移転や、今後予定されている大型建築プロジェクトについての勉強会の開催等が考えられる。

3. 県への提案

上述した意見のうち、県発注工事において、取り組むことが適当と考えられるものを下記にまとめ、県への提案とする。

3-1 早期に導入が可能と考えられる事項

- ① 建物構造上可能な場合、工区を分割すること

- ・ W T O適用工事においては、それぞれの分割した工区もW T Oルールが適用される。J Vにおけるその他構成員の施工実績要件の設定等、県内企業が参加しやすい工夫を行う必要がある。
 - ・ 工区数は、作業エリアや進入路の確保等により総合的に勘案して設定する。
- ② J V構成員数について工夫を行うこと
- ・ 工区分割が困難な場合、県内企業の参加数や出資比率向上の可能性、円滑な共同施工、緊密な意思疎通等施工に及ぼす影響等を勘案しながら、J Vの構成員数を設定する。
- ③ 低入札価格調査方式を見直すこと
- ・ 施工体制評価点を総合評価落札方式の評価項目とする施工体制確認型総合評価方式を導入する。
- ④ 総合評価落札方式において以下の評価項目を追加すること
- 設計労務単価同等以上の賃金支払いを宣言
 - 下請を3次までに限定することを宣言
 - ・ 施工体制点検によって実施状況を確認する。
- ⑤ 労働関係法令の遵守を徹底するため、施工体制点検を強化すること
- ・ 特に、厚生年金法、雇用保険法、健康保険法及び労働者災害補償保険法について徹底を図っていく。
- ⑥ 主要な工事材料に関する設計数量を、試行的に契約数量とすること

3-2 導入に向け検討を継続する事項

- ① 事前に工事の施工体制を把握し、不適切な入札を排除するため、下請企業や下請契約額を明らかにした上で入札する方式（施工体制事前提出方式）を導入すること。
- ② 元請負人・下請負人のそれぞれの義務・責任を明確化し、適正な元請下請関係を確立するための要綱を制定すること。
- ③ これまで一式発注してきた建築工事を、躯体・内部仕上げ等に分離して発注する方策を導入すること。

3-3 検討体制について

大型建築プロジェクトについて、工区分割や工種分離等の新しい発注方式とするためには、それらに対応した設計内容とする必要があり、設計作業を開始する前に、発注方式を想定した設計の方針を決定する必要

がある。決定に際しては、CMの専門家等の外部の支援や、外部委員を交えた委員会を活用しながら検討していくことが考えられる。

引き続き、具体的な事例を対象に、工事発注方法や設計発注方法等について検討する体制を構築し、発注者、設計者及び施工者の技術向上のための機会を設けることにより、大型建築プロジェクトにおける課題の研究を継続していくべきである。

参考1. 大型工事マネジメント研究会設置要綱及び委員名簿

「長崎県大型工事マネジメント研究会」設置要綱

（目的及び設置）

第1 長崎県が発注する大型建築工事において、できるだけ多くの県内企業が適正な価格で参加できるような、CM方式等新しい発注方式についての調査・研究を行うため、長崎県大型工事マネジメント研究会（以下、「研究会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 研究会は、以下の項目について調査・研究を行うものとする。

- （1）国内及び海外で行われている発注方式についての調査
- （2）大型建築工事において、県内業者が参加できるような新しい発注方式の研究
- （3）下請けとなる専門工事業者が、適正な価格で受注できるような発注方式の研究
- （4）CM方式等（分離・分割等）による工事完成リスクと瑕疵担保責任に関する研究
- （5）WTO政府調達協定対象工事における、新しい発注方式の採用の可否についての研究

（構成）

第3 研究会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（任期）

第4 任期は、研究会の審議が終了するまでとする。

（※審議の終了は、平成22年3月を目処とする。）

（組織）

第5 研究会は、座長、委員及び事務局をもって構成する。

2 座長は、研究会を代表し、会務を総括する。

3 研究会は、第2に掲げる内容について調査・研究を行うにあたり、それらに精通したアドバイザーを選定し、研究会に参加させることができるものとする。

（作業部会）

第6 研究会の中に「作業部会」を組織する。作業部会は、研究会が第2に掲げる内容について調査・研究を行うため必要となる情報の収集、資料のとりまとめ等を行う

ものとする。

(事務局)

第7 事務局は、長崎県土木部に置き、研究会の運営、庶務を行う。

2 研究会は、事務局が招集する。

(その他)

第8 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、座長が定める。

付 則

1. 本要綱は、平成21年 7月13日から施行する。

(別表)

委員名簿

氏 名	職 名
多田 彰秀	長崎大学教授
古阪 秀三	京都大学准教授
平野 吉信	広島大学教授
谷村 隆三	長崎県建設業協会会長
川島 邦元	長崎県建設業協会建築委員会委員長
前田 富雄	長崎県建設専門業種団体協議会会長
岩永 洋一郎	長崎県建設専門業種団体協議会会員
桑原 徹郎	長崎県土木部長
田中 修一	長崎県土木部次長
加藤 永	長崎県土木部参事監

参考2. 研究会の開催状況及びその概要

平成21年7月22日の第1回研究会を皮切りに、計5回の研究会を開催した。

研究会の概要は以下のとおりである。

○ 第1回研究会 平成21年7月22日 10:00～12:00

事務局より、これまで長崎県として、県内企業優先発注を行ってきたことや県内産資材の原則使用を義務づける等、県内企業活用に取り組んできたこと、一方、大型工事では、県外企業が元請けになることにより、経済的波及が限定的との指摘があること等により、本研究会を設置した目的を説明した。

議論においては、主な意見として、

- ・ 理想は100%県内企業への発注であり、技術力やWTOルール等に関係がある中で、少しでも理想に近づきたい。
- ・ 経済効果だけでなく、品質の確保が最重要である。
- ・ 下請価格についても発注者として関与すべき等が出された。

また、座長より、本研究会の今後の進め方について提案がなされた。

○ 第2回研究会 平成21年9月5日 15:00～17:50

学識委員より、多様化する発注方式・CM方式による工種分離発注における課題等について説明を受けた。

その後、意見交換を行ったが、CM方式による工種分離発注においては、ゼネコンとしての役割が無くなるのではないかと、これまで下請専門業者としての立場であったため、主体的に元請けとしての役割が担えるか不安との意見が出された。

その他、技能労働者の賃金下落や労働3保険未加入といった実態の指摘と問題提起があり、今後、労働安全衛生の観点からも議論していくことが確認された。

○ 第3回研究会 平成21年10月24日 15:00～17:20

まずそれぞれの業界委員から各団体としての現状報告、提案を行い、議論を深めた。労働条件に関するものや工事発注に関するもの等多くの意見が出された。なお、次回は、県が主として取り組んでいくべき事項について議論していくことになった。

○ 第4回研究会 平成21年11月14日 15:00～17:15

県側委員より県の取り組み事項（案）として8項目が提案された。

これに対し、発注段階、施工段階において種々の工夫をするためには、プロジェクト当初よりそれらのことを想定しておく必要があり、設計図書作成に関しても、それに適合した内容とする必要があるとの意見が出された。

また、大型プロジェクトについても、コンサル分野・施工分野それぞれが県内でも対応できるように、人材育成や企業育成を行っていくべきとの意見が出された。なお、第5回では、設計段階での議論を行っていくこととなった。

○ 第5回研究会 平成22年1月24日 13:00～15:50

まず、事務局より企画・設計段階における取り組みについてのたたき台が示された。これに対し、設計発注前に、設計業務体制や求める設計内容を発注者として検討しておくことが重要であるとの意見が出された。また、マニュアル的なものより理念を書き込むべきとの指摘がなされた。

次に事務局より報告書案を提示して議論を行った。取り組み状況について、時期を決めて検証を実施すべきとの意見があった。

本日の研究会における意見を盛り込み、事務局にて報告書（案）を作成するとともに、各委員が最終確認を行うこととなった。

